

令和7年度 第1回富塚中学校運営協議会

令和7年5月12日

14:30～15:30

会議室

開会 開催要件（委員の過半数の出席）確認 <司会：廣野、記録：岩邊>

- 1 学校長あいさつ（校長）
- 2 新規委員任命書・学校支援コーディネーターの委嘱書の交付
- 3 自己紹介
- 4 浜松市学校運営協議会規則確認
- 5 副会長の指名（会長指名）
- 6 議長の選出
- 7 令和6年度協議会自己評価と会議録の確認
- 8 熟議 <議長： >
○学校運営の基本方針（校長）
○T S活動について（藤原）
○富塚中学校いじめ防止基本方針について（伊澤）
○「夢育やらまいか」意見書について（教頭）
- 9 報告
- 10 連絡
（1）次回 令和7年 9月12日（金）13:30～15:00
[参観 13:30～ 協議会 14:00～]
（2）次回の熟議内容の確認
（3）さくらメールの登録について

閉会

第1回 学校運営協議会出席者

学校運営協議会委員

会長	金原圭吾
委員	安間忠雄
委員	高須博
委員	久保田智彦
委員	池谷定康
委員	平出謙介
委員	行森瑞恵(学校支援コーディネーター)
委員	田口美貴子(学校支援コーディネーター)
委員	山本由佳(学校支援コーディネーター)

オブザーバー

市議会議員	関イチロー
富塚協働センター	松下慧太

学校

校長	松原通恭
教頭	廣野幸恵
教務主任	岩岡正紘
生徒指導主事	伊澤孝浩
C S 担当教職員	藤原啓子
C S ディレクター	岩邊三幸

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

＜本年度の目標＞

富塚の地域性と現状に生きる生徒の成長に合わせたコミュニティ・スクールを目指し、学校、家庭、地域が共に成長できるようにビジョンをもっと広く共有する。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 学校との情報の共有がしっかりと出来ており、生徒を主体とした十分な熟議ができていた。
- 富塚中のキャリア教育目標・4つの力について内容を理解し、各委員がそれぞれの立場から建設的な意見を述べることができた。
- 富塚中の校訓、学校教育目標、目指す学校像に基づき、学校の実態、実情、抱えている課題の説明により、それぞれ委員間の認識が共有できた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- 学校側からの積極的な取組説明、委員からの報告やグループ協議等での意見交換により、学校支援活動について理解が深まり、熟議を円滑に進めることができた。
- 子どもの進路について、キャリア教育を意識し、更に一步踏み込んだ職業選びに繋がるような指導を、地域の豊富な人材を活かしてできないか支援策について熟議した。
- 学校運営の基本方針で熟議したことにより、学校支援活動「富中でよかった」への提案に繋がり、地域活動への投げかけ方法の模索等ができた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- 地域団体の特色を活かし、連合連絡会等での協力者への発信を行った。
- 学校便り、ホームページで協議結果について公開しているが、支援活動をより活発になるよう地域や保護者へ情報を発信していく。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- コミスクとして学校運営に具体的な補助ができるか議論を重ね、一步先の支援を企画しキャリア教育の更なる充実を図る。
- 来年度も休日部活動の地域移行について、学校と地域で意見交換しながら方向性を共有したい。
- 協議結果を元に、学校支援コーディネーターとして学校のニーズに応じた地域人材を発掘し、支援体制の更なる充実を図りたい。
- 今年度以上に学校や地域、家庭等が役割分担をしながら地域ネットワークを進め、富塚の地域性を生かした学校への支援活動を継続推進する。

上記の意見を踏まえ、7年度の目標を以下のものとする。

- 学校、家庭、地域が一体となって目標・課題を共有し、共に成長できる未来を創る。
- 富塚の地域性を生かした学校運営の実現に向け、持続可能な協働体制を目指す。

1 趣旨

この要項は、浜松市学校運営協議会規則（令和元年 浜松市教育委員会規則第2号）第8条に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の自己評価の実施について必要な事項を定める。

2 評価の目的

各協議会が、自らの取組について、その取組内容や達成状況等について自己評価し、改善につなげることにより、保護者、地域住民等の対象学校の運営への参加を促進し、当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図る。

3 評価の実施

協議会は、以下の評価項目について自ら評価を行う。

＜評価項目＞

（必須） ※全ての協議会で行う。

- 1 学校運営の基本方針について熟議することができたか。
- 2 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。
- 3 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。
- 4 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標

※ 各協議会で追加する項目があれば5以降に設定する。

4 自己評価の結果の報告書の作成

協議会は、自己評価結果を様式1により、簡潔にとりまとめる。

5 評価結果の公表

協議会は、自己評価の結果について、CS便りや学校のホームページ等を活用し、広く保護者や地域住民等に公表するよう努める。

6 評価結果の報告と改善支援

(1) 教育委員会への報告

協議会は、様式1を当該年度末の指定する日までに教育委員会へ提出する。

(2) 教育委員会による改善支援

ア 様式1の活用

様式1は教育委員会教育総務課が集約し、各協議会の運営状況について把握するための資料とする。

イ 評価結果等に基づく改善支援

教育委員会は、評価結果等に基づき、各協議会の取組の改善が図られるよう、必要な助言又は指導を行う。

附 則

この実施要項は、令和2年9月1日から施行する。

この実施要項は、令和5年4月1日から施行する。

(様式2)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ()

<本年度の目標>

- ※ 前年度に協議会で協議した目標を記載する。
- ※ 目標が、会議体として相応しい目標となっているか、また、学校運営の基本方針に関わることを中心に据えられているか等を確認する。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目1をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
- ※ 学校運営の基本方針（自校の学校教育目標や「育てたい力」等）について、協議した内容を簡潔に評価する。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目2をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
- ※ 成果・課題などを簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

- ※ 協議会での協議結果（会議録への記載内容等）について、どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ※ 委員個人の目標ではなく、協議会の目標を記載する。
- ※ 学校運営協議会は、会議体であるため、会議体として相応しい目標を設定する。委員が、個人としてボランティア活動に参加することは想定されるが、学校運営協議会がボランティア活動の主体となることは想定していない。
- ★ 自己評価の結果については、学校ホームページで公表する。

【参考資料】

【 熟議チェックシート 】

氏名 ()

できている もう少し

評価項目	1		校長の説明を聞いて、分からない用語や疑問に感じたことを遠慮なく質問し、それに対して理解・納得できる回答が得られた。
評価項目	2		基本方針の承認にあたり、校長の説明を聞置くだけでなく、よりよい学校運営のために委員が建設的な意見を発言できた。
評価項目	3		委員が、学校教育目標や学校運営の基本方針についての内容を理解し、共有した。
評価項目	4		学校評価などの評価結果を生かした改善について確認した。
評価項目	5		学校運営について、委員が率直に意見を述べることができた。
評価項目	6		学校の教育目標と学校支援活動とのつながりを意識して、協議会で協議を重ねた。
評価項目	7		熟議の結果、学校、家庭、地域がそれぞれ実行すべきこと、役割分担が明確になった。
評価項目	8		これまで行われてきた学校支援活動についても、教育目標とのつながりや学校、家庭、地域の役割分担を考え、見直すことができた。
評価項目	9		協議会で決定し、実施した学校支援活動について、振り返りや反省を行った。

令和6年度 第3回 富塚中学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和7年2月19日（水） 14時30分から15時30分まで
- 2 開催場所 富塚中学校 2階会議室
- 3 出席委員 金原 圭吾、池谷 定康、安間 忠雄、高須 博、久保田 智彦、松澤 久仁美、行森 瑞恵、田口 美貴子
- 4 欠席委員 島田 篤志
- 5 学 校 中津川 貴一（校長）、廣野 幸恵（教頭）、深田 貴代（教務主任）、藤原 啓子（CS担当教職員）、岩邊 三幸（CSディレクター）
- 6 教育委員会 清水 悠（教育総務課）
- 7 傍聴者 なし
- 8 会議録制作者 CSディレクター 岩邊 三幸
- 9 議長の選出

行森委員が本日の議長を務めることを申し出、全員異議なくこれを承認した。

10 協議事項

- （1） 学校関係者評価について
- （2） 次年度の学校運営方針について
- （3） 運営協議会自己評価について
- （4） 夢育やらまいかCS加算分の報告

11 会議記録

司会の教頭から、委員総数9人のうち8人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

（1） 学校関係者評価について

議長の指示により、教務主任から、別途資料に基づき学校関係者評価について説明があり、委員からは以下の意見があった。

- 全国学力調査における質問紙による結果で、スマホの使用時間が他校より比較的少ない。（安間委員）
⇒部活動に参加している生徒も多く、学習と運動のバランスが取れており、スマホに触れる機会が少ないのではないかと思います。（深田主任）
- 全体的な数値と比べるとボランティア活動の項目の数値が少ないのが目立つ。（久保田委員）
⇒子供たちの認識の問題。例えば吹奏楽部が地域の人々の為に演奏することを部活の一環として捉えている可能性もある。他校に比べるとボランティアの活動量は多い。（藤原）

議長より、いじめに関する項目の結果を踏まえて本校の取組について意見を求めたところ、委員からは以下の意見があった。

- 今年度、実際に学校内で重大ないじめはあったのでしょうか（久保田委員）
⇒いじめ防止基本方針の重大事態に分類されるいじめについてはない。毎年学校が認知しているいじめについては10件前後あり、そのほとんどは教員の指導で解決、もしくは改善されている。

(校長)

- いじめに対して、学校側では生活記録やアンケートを取って、早期発見に努めており、また担任だけでなく学校組織全体で取り組んでおり、今やっけていただいている形でよいと思っている。(久保田委員)
- いじめの件数が比較的少ないのは地域の方の目があつてのこともあるのではないか。(行森委員)
⇒加害者の保護者も協力的であり、真摯に応えてくださることが多い。そういった保護者の姿勢が子供の姿勢にも繋がっているのではないかと思う。(教頭)
- アンケートを見ても、「学校は楽しく、安心できる場所である」に対して、数値の推移にあまり変化がないのは非常に良いことだと思う。また、いじめの件数が比較的少ないのは、困ったことがあつたときにアンケート上の手段以外で伝えられるところがあるのではとも考えられる。保護者、先生方、生徒同士または地域への繋がりがあつての結果なのではないか。(池谷委員)

議長により、いじめ防止に関する取組について、来年度も今年度同様に学校、家庭、また地域が連携して取り組んでいくことを確認した。

(2) 次年度の学校運営方針について

議長の指示により、校長から、別途資料に次年度の学校運営方針について説明があり、委員からは以下の意見があつた。

- 子供たちの将来の職業選択をサポートできるような取組ができないか、富中ならではのサポートを考えていきたい。(金原委員)
⇒具体案は決まっていないが、地域の方と生徒の代表者数名がセッションをしてみてはどうかと考えている。(校長)

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(3) 運営協議会自己評価について

議長の指示により、教頭から、別途資料に学校運営協議会自己評価について説明があり、委員からは以下の意見があつた。

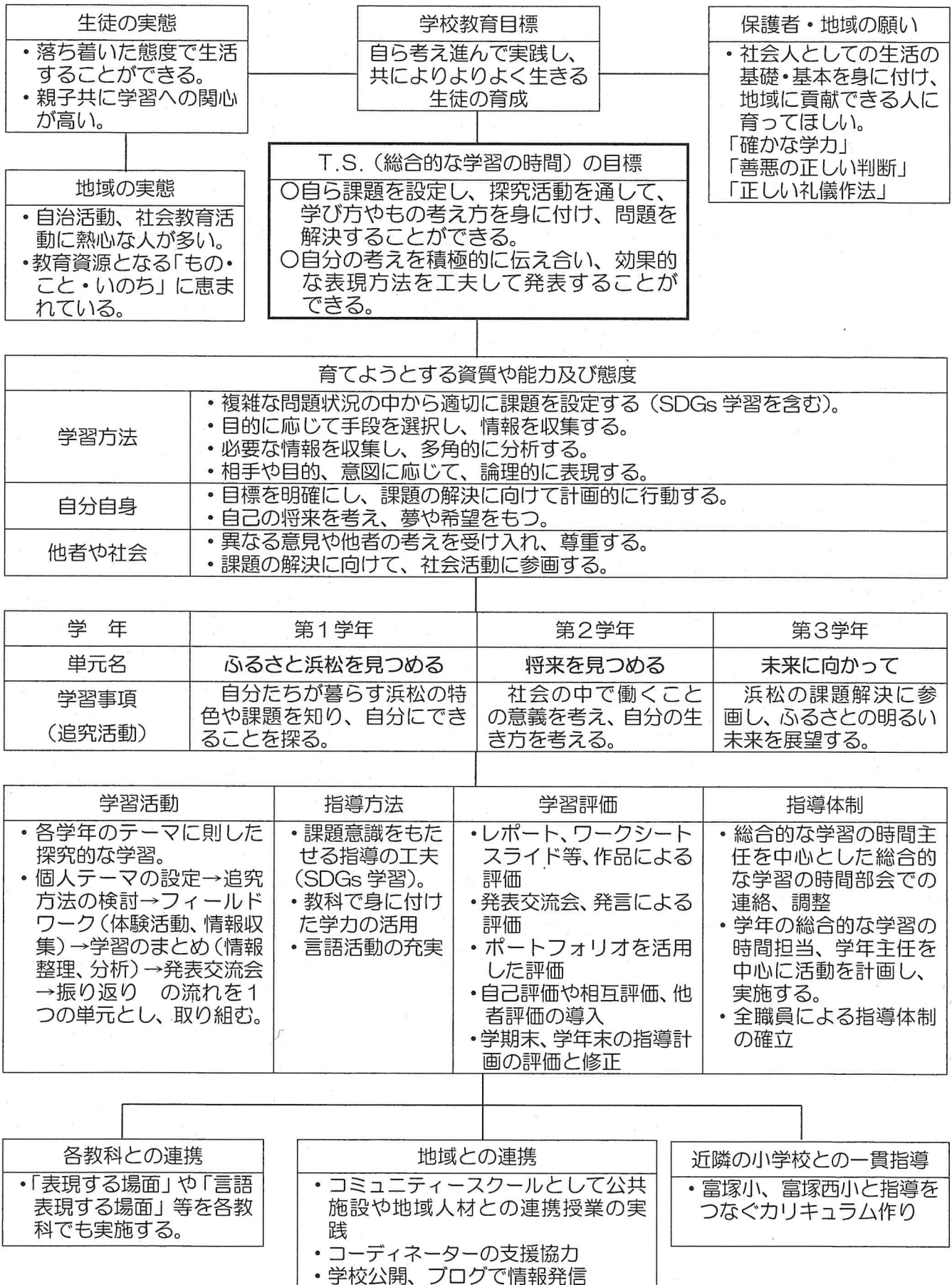
- 来年度の取組目標の一つである、休日の部活動の地域移行についてだが、由々しき問題であり子供たちが平等に活動する機会が失われないよう、地域としてもサポートしていかなければいけないと思う。(金原委員)

協議の結果、令和7年度の目標を「学校、家庭、地域が一体となって目標・課題を共有し、共に成長できる未来を創る」、「富塚の地域性を生かした学校運営の実現に向け、持続可能な協同体制を目指す」とすることで、意見が一致した。

報告、その他連絡事項

- 教頭より、夢育やらまいかCS加算分について、今年度の様々な活動に使わせていただいた旨の報告があつた。また来年度より学校支援コーディネーターがより地域とつながっていく活動を増やしていき、子供たちのあられを地域にアピールしていく予定があるとの説明があつた。
- 司会より、次回会議は令和7年5月12日(月)午後2時30分から2階会議室で開催する旨の報告があつた。

令和7年度T.S.（総合的な学習の時間）全体計画



『ふるさと浜松とそこに生きる自分の生き方を見つめ、未来の創造に参画しよう。』

月	1年	2年	3年
	ふるさと浜松を見つめる	将来を見つめる	未来に向かって
4	・ T.S. 全体ガイダンス ◎ SDGsガイダンス ・ 探求方法ガイダンス	 <T.S. 3>職場体験学習 社会と仕事を見つめ、自分の生き方を考えよう。 ・ ガイダンス ◎ SDGs学習	 <T.S. 5>未来創造 ・ 参画学習 浜松の課題解決に参画し、ふるさとの明るい未来を創造しよう。 ・ ガイダンス ◎ SDGs学習 ・ ウェビング
5	・ 訪問依頼・アポイント講座 ・ ウェビング講座 ・ テーマの立て方講座	● 飛騨高山体験学習 ・ 個人追究テーマ設定 ・ 追究まとめ ・ 発表交流準備	◇ 発表交流会 ・ 振り返り
6	<T.S. 1>ふるさと浜松学習 ふるさと富塚の今を見つめ、私たちにできることを探ろう。 ・ ガイダンス ・ 出前講座	◇ 発表交流会 ・ 振り返り ・ 職業講話 ◎ 未来授業	◇ 「目覚めよ、社会参画力！」 (市内10団体が講師) ◇ 出前講座 ・ 個人追究テーマ設定 ・ 追究計画立案 ・ 追究参画活動計画 ・ フィールドワーク
7	・ 学習班作り ・ 班別追究テーマ設定		・ 追究参画活動
8	・ 個人での追究活動	・ 個人での追究活動	・ 追究参画活動
9	・ 訪問場所設定	・ 訪問依頼 ◎ マナー講座	・ 訪問以来・アポイントメント ・ 追究活動
10	・ 訪問準備	● 事前電話(班長)	・ 学年発表交流準備 ◇ 学年交流会
11	● フィールドワーク ・ 訪問礼状作成 ・ 発表交流準備	● 職場体験(11/7～8) ・ 体験礼状作成 ・ 発表交流準備	・ フィールドワーク(補足) ・ 全校発表会準備
12	◇ 発表交流会(授業参観) ・ 振り返り ◎ 浜松まつり交流 <T.S. 2>飛騨高山体験学習 飛騨高山の生活文化に触れ、ふるさと浜松を見つめ直そう。 ・ ガイダンス ・ 追究カテゴリーガイダンス	◇ 発表交流会(授業参観) ・ 振り返り <T.S. 4> 修学旅行 日本の伝統文化や地域を支えている人々の姿に触れ、自分の生き方を見つめよう。 ・ ガイダンス	譲歩 ・ 振り返り ・ 学んだことを発信 (新聞投稿等)
1	・ 個人追究テーマ設定 ・ 追究計画立案	・ ウェビング ・ 個人追究テーマ設定 ・ 追究計画立案	・ 3年間の振り返り ◇ 3年間のまとめ交流 ・ 学んだことを発信 ・ 1UPパスポートまとめ
2	◇ 中間発表会(ポスターセッション)	・ コース作り	
3	・ 1年間の振り返り (1UPパスポート)	・ 1年間の振り返り (1UPパスポート)	

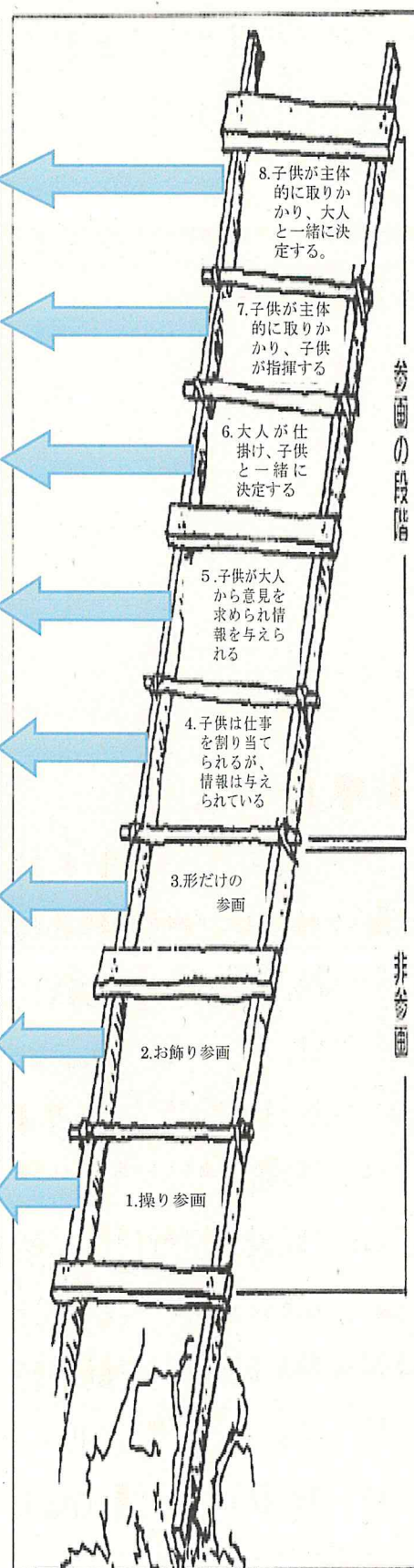
◎ コミスク授業

● 体験活動(コーディネーターに協力を依頼する。)

◇ 発表交流会(意見交流を重視するポスターセッションで行う。)

ロジャー・ハート「子どもたちの参画のはしご」と各段階と例

各 段 階 の 例	
8. 自分たちで立案・企画・実施・評価をしていく状態に加え、自分たちで発案して、大人を巻き込んで、より幅広い世界で活動する。大人を巻き込んではいるが、最後まで自分たちが責任をもって行う活動である。	
7. 進んで物事に取り組み、立案・企画・実施・評価をしていく。行う目的から活動自体を考え、どのようにその活動を行うか自分たちで話し合っ、自分たちで分担をして活動をする。	
6. 活動に対して、意見を出し、最終決定も大人と一緒にすることができる。話し合いをして納得の上で決めて、実施していく。	
5. 活動そのものは、大人が計画していて最終決定は大人側にあるが、そのプロセスを理解していて、意見が取り扱われて実施している。	
4. 活動に関しての意見を求められることはないが、自分が活動の意義を理解し、問題を自分のものと感じて参加している。 (情報をもっているから何をするかわかっている。決められた役割を行うなど。)	
3. 会議などに呼ばれ、参加し、活動に対する発言する機会は与えられるものの、それが実行されることがない。	
2. 活動の計画などに関わることはなく、活動の目的の意味がよくわかっていない状態で、参加している。	
1. 何が目的なのか、理解する機会もなく、大人がすべて準備をした活動に、参加させられる。	



(様式1)

令和7年5月12日

浜松市立富塚中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 平出 謙介 様

浜松市立富塚中学校運営協議会
会長 金原 圭吾

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和7年5月12日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

①子供たちの視野を広げ、専門性をもつ地域の大人と接する機会を増やし、より深い学びの機会を設けるべきである。

⇒ 3年生の面接学習で、地域の方々に面接官をお願いする。
SDGs 学習に各分野の専門性のある地域の方に指導していただく。また、書写授業に地域の専門家に講師をお願いし指導していただく。読書指導として、地域の方々に協力を願い、読み聞かせも引き続き行っていく。

②様々な生き方に触れ、将来への夢や希望を抱く機会を提供すべきである。

⇒ 未来授業を実施し、色々な人たちに仕事内容・やりがい等について語ってもらう場を設定する。

4月		5月		6月		7月	
1 火		1 木	1年部活動本入部	○ 1 日		1 火	読み聞かせ(1, 3年, ほたる)
2 水		2 金	参観会 学級懇談会	○ 2 月		2 水	学年専門委員会
3 木		3 土	憲法記念日	3 火	読み聞かせ(2, 3年, ほたる) 学年専門委員会 (6月)	3 木	
4 金		4 日	みどりの日	4 水		4 金	
5 土		5 月	こどもの日	5 木		5 土	
6 日		6 火	振替休日(みどりの日)	6 金	壮行会	6 日	
7 月		7 水	教育相談 ほたる家庭訪問 学級運営委員会	○ 7 土		7 月	立会演説会 表彰朝礼 資源回収プロジェクト (~12日)
8 火	(AM) 2, 3 年新任式 始業式 (PM) 入学式	8 木	教育相談 ほたる家庭訪問	○ 8 日		8 火	
9 水	対面式	9 金	教育相談 ほたる家庭訪問	○ 9 月		9 水	
10 木	全校リレーション 給食開始 部活動リレーション	○ 10 土		10 火		○ 10 木	
11 金	学年専門委員会	○ 11 日		11 水	定期テスト I (5科: 国社数理英)	○ 11 金	
12 土		○ 12 月	資源物回収プロジェクト19~23日 教育相談 ほたる家庭訪問	○ 12 木	命について考える日	○ 12 土	
13 日		13 火	教育相談 読み聞かせ(1, 3年, ほたる) ほたる家庭訪問	○ 13 金		○ 13 日	
14 月	学級三役任命、生徒会委嘱	# 14 水	生徒協議会	○ 14 土		14 月	
15 火	生徒総会	○ 15 木		○ 15 日		15 火	
16 水	1年生部活動仮入部	○ 16 金		○ 16 月	ふるさと給食週間~20日	○ 16 水	
17 木	全国学力調査 3 年	○ 17 土		17 火	読み聞かせ(1, 2年)	○ 17 木	給食終了
18 金		○ 18 日		18 水		○ 18 金	終業式
19 土		19 月	飛騨高山体験学習出発式 2年給食後下校 ほたる家庭訪問	○ 19 木		○ 19 土	
20 日		20 火	飛騨高山体験学習 ほたる家庭訪問	○ 20 金		○ 20 日	
21 月	修学旅行出発式 3 年生給食後下校 ほたる家庭訪問	○ 21 水	飛騨高山体験学習	○ 21 土		21 月	海の日
22 火	修学旅行(1日目) ほたる家庭訪問	○ 22 木	飛騨高山体験学習 ほたる家庭訪問	○ 22 日		22 火	三者面談(全学年)・あゆみ配布(3年)
23 水	修学旅行(2日目) ほたる家庭訪問	○ 23 金	2 年生 12:15 登校・飛騨高山学習帰校式	○ 23 月		○ 23 水	三者面談(全学年)・あゆみ配布(3年)
24 木	修学旅行(3日目)	○ 24 土		24 火		○ 24 木	三者面談(全学年)・あゆみ配布(3年)
25 金	3 年生12:15 登校・修学旅行帰校式	○ 25 日		25 水	定期テスト I (技能教科)	○ 25 金	三者面談(全学年)・あゆみ配布(3年)
26 土		26 月		○ 26 木		○ 26 土	
27 日		27 火		○ 27 金		○ 27 日	
28 月		○ 28 水		○ 28 土		28 月	三者面談(全学年)・あゆみ配布(3年)
29 火	昭和の日	29 木		○ 29 日		29 火	
30 水	学年専門委員会	○ 30 金	部活動保護者会(基準日)	○ 30 月		○ 30 水	
		31 土				31 木	

8月			9月			10月			11月		
1金			1月	給食開始	○	1水	学年専門委員会（後期初）	○	1土		
2土			2火	第1回県学力診断調査（3年） 定期テストⅡ（1, 2年）	○	2木		○	2日		
3日			3水		○	3金		○	3月	文化の日	
4月			4木	第1回県学力診断調査予備日 合唱WEEK（～24日）	○	4土		○	4火		○
5火			5金		○	5日		○	5水		○
6水			6土			6月	生徒総会	○	6木	職場体験学習（2年）TSフィールドワーク（1年） 部活動なし	
7木			7日			7火		○	7金	職場体験学習（2年）TSフィールドワーク（3年） 部活動なし	
8金			8月	新人戦壮行会	○	8水	学級運営委員会	○	8土		
9土			9火		○	9木		○	9日		
10日			10水	定期テストⅡ（3年）	○	10金		○	10月		○
11月	山の日		11木		○	11土			11火		○
12火	開庁日		12金		○	12日			12水	定期テストⅢ（5科）	○
13水	開庁日		13土			13月	スポーツの日		13木		○
14木	開庁日		14日			14火	体育大会総練習・応援リハーサル	○	14金		○
15金	開庁日		15月	敬老の日		15水		○	15土		
16土			16火		○	16木	体育大会 弁当持ち 雨天順延		16日		
17日			17水	学年専門委員会（前期ラスト）	○	17金	体育大会予備日	○	17月		○
18月			18木		○	18土			18火	定期テストⅢ（技能教科）	○
19火			19金		○	19日			19水		○
20水			20土			20月	資源回収（0時～1時）外（～25日）	○	20木	3年TS全校発表会	○
21木			21日			21火	読み聞かせ（1, 3年, ほたる）	○	21金		○
22金			22月		○	22水	学年専門委員会	○	22土		
23土			23火	秋分の日		23木	生徒協議会	○	23日	勤労感謝の日	
24日			24水	文化発表会（アクト大ホール）弁当持ち		24金		○	24月	振替休日（勤労感謝の日）	
25月			25木		○	25土			25火	読み聞かせ（2年, 3年, ほたる）	○
26火			26金		○	26日			26水		○
27水			27土			27月	後期時間割スタート 学校保健週間（～31日）	○	27木	第2回県学力診断調査（3年）市学調（2年）	○
28木			28日			28火	読み聞かせ（1, 2年）	○	28金		○
29金	(PM) 始業式		29月	任命集会 あゆみ配布（1, 2年・ほたる）⑤カット 後期組織スタート	○	29水		○	29土		
30土			30火		○	30木	ほたる職場体験学習	○	30日		
31日						31金	ほたる職場体験学習	○			

12月		1月		2月		3月	
1月	資源回収*①②③外(～5日)3年進路説明会	○	1日 元旦	○	1日	○	1日
2日	小学生の中学校体験 読み聞かせ(1年, 2年)	○	2日	○	2日	○	ほたる1, 2年三者面談
3日	学年専門委員会	○	3日	○	3日 私立高校入試1日目	○	3日
4日	8日課 展示準備	○	4日	○	4日 私立高校入試2日目 学級運営委員会(1, 2年)	○	4日 公立高校学力検査 ほたる1, 2年三者面談
5日	1, 2年TS発表会	○	5日	○	5日	○	5日 公立高校学力検査 ほたる1, 2年三者面談
6日		○	6日 (PM)始業式	○	6日	○	6日 1, 2年体験学習説明会(リモート)
7日		○	7日 給食開始 学年専門委員会	○	7日	○	7日
8日		○	8日 県学力診断調査(1, 2年) ⑥カット 部活動なし	○	8日	○	8日
9日		○	9日	○	9日	○	9日
10日	三者面談 B日課 文化発表会展示発表WEEK(～15日)	○	10日	○	10日 部活動なし	○	10日 公立高校進路検査
11日	三者面談 B日課	○	11日	○	11日 建国記念の日	○	11日 3年生送る会 学年専門委員会(後期ラスト)
12日	三者面談 B日課	○	12日 成人の日	○	12日 定期テストⅣ(5科) ⑥カット	○	12日
13日		○	13日	○	13日 私立高校合格発表	○	13日 公立高校合格発表
14日		○	14日	○	14日	○	14日
15日	三者面談 B日課	○	15日	○	15日	○	15日
16日	三者面談 B日課	○	16日	○	16日 資源回収*①②③外(～2/20)	○	16日 給食終了
17日		○	17日	○	17日	○	17日 修了式 公立再募集願書受付(～18日)
18日	給食終了	○	18日	○	18日 学年専門委員会	○	18日 (AM) 卒業式
19日	終業式 あゆみ配布(3年)	○	19日 給食週間(～23日)	○	19日	○	19日
20日		○	20日	○	20日	○	20日 香分の日
21日		○	21日 1, 2年参観会	○	21日	○	21日
22日		○	22日	○	22日	○	22日
23日		○	23日	○	23日 天皇誕生日	○	23日 公立再募集受検
24日		○	24日	○	24日	○	24日
25日		○	25日	○	25日 生徒協議会 公立高校志願変更受付(～26日)	○	25日 公立再募集発表
26日		○	26日	○	26日	○	26日 離任式
27日		○	27日	○	27日	○	27日
28日		○	28日 令和8年度入学生学校説明会	○	28日	○	28日
29日		○	29日	○	29日	○	29日
30日		○	30日	○	30日	○	30日
31日		○	31日	○	31日	○	31日